

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	173	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し

【提案と類似の支障を有する制度等】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金（埼玉県／内閣官房、内閣府、総務省）

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

未回収の診療報酬返還金の国返還について、市町村が債権として調定した額を国への返還金とするのではなく、適正な債権管理を前提に、市町村が収納した額を国への返還金にすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

未回収の診療報酬返還金の国返還について、国民健康保険における診療報酬返還金は、保険医療機関等からの返還の有無に関わらず、債権として調定したものは国に返還することとされている。

【支障事例】

令和4年度に県内の市町村において、保険医療機関に対する国の適時調査により、高額の診療報酬返還金が生じる事例があった。地方厚生局は、医療機関に対して、市町村に直接返還するよう指導しているが、当該保険医療機関からは返還が困難であると申し出があった。市町村は回収に向け努力をしているが、徴収不能な場合でも国への返還が必要となり、大きな財政負担になっている。

【制度改正の必要性】

保険医療機関に対する国の適時調査により生じた診療報酬返還金について、適切な事務執行の責務を果たし、かつ、返還金の徴収について十分な努力をした上で、徴収不能な場合においても、市町村のみの自主財源で返還することは適切ではない。

生活保護や介護保険制度では消滅した債権額等の控除や不納欠損額の報告による精算が行われており、本制度においても同様の仕組みが必要と考えている。なお、生活保護や介護保険制度を見るに、こうした措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、当該措置の実現によって不正増加につながることはないと考えている。

【その他】

自立支援給付費等に関しても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

複数の市町村から声が上がっていたことから、県で提案することとした。国に提案することについては、全市町

村から合意を得ている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により行政の適正化につながる。

根拠法令等

国通知 平成 25 年 7 月 19 日付 保国発第 0719 第 1 号「不当利得の返還金に係る債権管理の適正化について」
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、館林市、柏市、川崎市、燕市、吹田市、安来市、大野城市、熊本市

○当提案は財政の健全化と事務の効率化に寄与する。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○以下の類似する制度についても見直しを求める。

【現行制度】

新型コロナウイルス感染症の無料検査事業における不正受給事案について、事業者等からの返還が見込めない場合は、県の財政負担のもと速やかな国庫返還手続を行うこととされている。

【支障事例】

県内で実施した新型コロナウイルス感染症の無料検査事業において、一部事業者について、不正受給が確認されたため、補助金交付決定の取消等を行った。県は、当該事業者に対し、返還命令及び返還請求訴訟を提起するなど、全額回収に向けて徹底した取組を行っているところであるが、複数の都県から、多額の返還命令がなされている事業者もあり、全額回収に相当の困難が予想されている。

【制度改正の必要性】

当事業は、新型コロナウイルス感染症の感染対策と日常生活の回復の両立を図るため、国の定める要綱に基づき行われたものである。

一方、国は、不正受給等に基づく補助金の取消事案について、その回収だけでなく、回収不能となった場合の国庫返還についても、都道府県にのみ強いている。

当交付金による事業実施に当たり、都道府県は国に実施計画を提出し、交付対象経費については国が実施計画を基に判断・交付を行っているにも関わらず、都道府県が適切に事務執行と事業者の監督を行い、その上でも不正が発生した状況において、回収に向け最大限取り組んだ場合にも、都道府県に全責任があるとして、全額を返還すべきとすることは不合理であるため、交付金返還においては都道府県の負担の全部若しくは一部を免除すべきである。

【根拠法令】

国事務連絡 令和 6 年 6 月 28 日「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」での不正が疑われる又は確定した事業者への対応について

国事務連絡 令和 6 年 11 月 6 日付「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の会計検査の結果に対する会計検査院の所見を踏まえた対応について」

各府省からの第 1 次回答

適正な債権管理の観点のほか、国費にも影響を与えるものであることから、ただちにご提案のような取扱いに変更することは困難と考える。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金（内閣官房、内閣府、総務省）】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」については、都道府県から国へ提出される検査促進計画に基づき、都道府県が所定の検査無料化の取組を実施する場合に当該交付金により支援するものである。

また、当該交付金については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)における「間接補助金等」に該当し、補助金適正化法第 18 条第 3 項において、「各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。」とされているところである。

国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	203	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

法律で策定義務のある計画の議会への報告義務の緩和等

提案団体

舞鶴市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

法律により市町村に策定が義務付けられている計画のうち、策定・変更した際に議会への報告が義務付けられているものについて、当該義務付けを緩和することを求める。

具体的な支障事例

法令に基づき計画の策定が義務付けられているもののうち、いくつかの計画については、策定・変更の際に市町村議会に報告しなければならないものがある。当市で把握しているものは次のとおりである。
障害者基本法に基づく市町村障害者計画
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく市町村の国民の保護に関する計画
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画
上記3つの計画について、他の計画と異なり議会への報告を義務付けられている理由が不明であり、他の計画との均衡を失っている。またこの義務付けにより、議会との調整など他の計画と異なる事務を行う必要があるという支障が生じている。
加えて、当市においては、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的策定をしているところであることから、障害福祉計画又は障害児福祉計画を変更した際にも議会への報告義務が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村が行う事務の効率化・簡素化及び計画の策定・変更等の迅速化に資するものとする。

根拠法令等

障害者基本法第11条第8項及び第9項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項及び第8項、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項及び第8項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市

○障害者基本法に基づく市町村障害者計画について、当市においても、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的策定をしているところであることから、障害福祉計画又は障害児福祉計画を変更した際にも議会への報告義務が生じている。

○法律により議会への報告を義務としていることには、それぞれの法律において理由があるものと推察しており、事務の効率化を理由として議会への報告義務を緩和するのは難しいものと考えるが、国において議会への報告義務について不要であるという検討がなされた場合においては賛同できると考える。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく市町村の国民の保護に関する計画について、市町村が議会への報告が必要なと同様に、都道府県においても、法第 34 条第6項及び第8項に基づき、計画を策定・変更する場合には住民の代表である議会に報告することとなっている。一方で、法第 35 条第8項及び第 34 条第8項では、市町村から都道府県又は国への協議において「政令で定める軽微な変更」は除外されている。なお、「軽微な変更」とは、施行令第5条で限定列举されており、地域や組織の名称、人物の呼称、統計数値の修正などが該当している。このため、計画変更時の議会報告についても、「政令で定める軽微な変更」の範囲内であれば除外するといった緩和は適当と考えている。

各府省からの第 1 次回答

【障害者基本法に基づく市町村障害者計画について(内閣府)】

【意見】

現行制度のままとする

【理由】

御指摘の障害者基本法第11条第8項の規定は、都道府県障害者計画又は市町村障害者計画の策定・変更に当たり、当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表される機会を設けることが義務付けられるものであり、平成 16 年に議員立法である障害者基本法の一部を改正する法律(平成 16 年6 月4日法律第 80 号)により規定されたものである。

これは、都道府県障害者計画並びに市町村障害者計画は、地方公共団体が、国(政府)が策定した際に国会提出が義務付けられている障害者基本計画に基づいて、当該地方公共団体における障害者の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するものであり、障害者基本計画の策定・変更時に国会報告が義務付けられていることと同様、二代表制における住民の代表者たる議会の理解を得て、その監視の下で障害者施策を推進することが重要であるためであると認識している。

なお、ご指摘の内容のうち、障害福祉計画又は障害児福祉計画を変更した際にも議会への報告義務が生じていることに関しては、障害者計画は障害福祉計画及び障害児福祉計画との一体的策定を求めているものではない。また、都道府県または市町村における障害者基本計画自体は策定の年限が定められているものではなく、国においても5年に1度策定するものであり、事務の効率化の要請が議会報告の重要性を上回るものではないと考える。

【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民の保護に関する計画について(内閣官房、総務省)】

市町村の国民の保護に関する計画は、武力攻撃事態等において当該市町村が国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための、いわば行動計画であり、市町村長が作成しなければならないこととされている。この計画の変更をする際には、国民保護法 35 条第6項及び第8項において、議会に報告するとともに公表しなければならないことが定められていることに加えて、都道府県や他の市町村の計画との整合を図るためあらかじめ都道府県知事に協議を行うこと(同条第5項)や関係機関の代表者により構成される市町村協議会への諮問を行うこと(同法第 39 条第3項)が定められているところである。

ご指摘の「軽微な変更」については、その手続き上の負担に鑑み、都道府県知事への協議や市町村協議会への諮問を不要としているところであるが(同法第 35 条第8項及び第 39 条第3項)、軽微な変更であっても、住民の代表者たる議会にその内容を知らせ、公表する必要があると考えられることから、「軽微な変更」に当たる場合であっても、同法第 35 条第6項及び第8項の規定を適用することは適当であると考えている。

【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画について(内閣官房)】

市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策は、市町村全体として推進すべきものであり、そのためには、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画について、住民の代表者たる議会にその内容を共有し、有事の際には一体となって対応する必要がある。ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法は、市町村議会への報告の方法について具体的に規定していないため、市町村の実情に応じて議会への報告の方法を柔軟に決定することができる。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定される国、都道府県及び市町村が作成する行動計画は、国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務を全国的に統一して定める必

要により作成が義務付けられているものであり、また、市町村行動計画の作成は法定受託事務である点に御留意いただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	293	重点募集テーマ	○（デジタル化(4 以外)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項（事項名）

新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の都道府県経由事務の廃止

提案団体

兵庫県、神戸市、明石市、相生市、養父市、加東市、たつの市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

求める措置の具体的内容

新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）にかかる市区町村交付申請書の受理等の事務及び国の支出負担行為等に関する事務等について、都道府県経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

【現状】

「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）にかかる市区町村交付申請書の受理等の事務及び国の支出負担行為等に関する事務については、「当該交付金に係る事務について都道府県知事が行うこととすることにより、円滑な執行の確保が図られる」として、補助金等適正化法施行令及び予算決算及び会計令等に基づく都道府県経由事務とされている。

【具体的な支障事例】

当県内の市町においては、県を経由するため十分な検討時間を確保できず、内容の充実が図られない事例や庁内の調整時間不足等により申請に至らない事例が発生している。

また、当県においては、人員不足に加え短時間での事務処理が要請される中で、申請漏れ等の事務処理ミスの発生を防ぎ適正な事務執行のため、膨大なリソースを割かざるを得ない状況となっている。

県経由事務とすることで、県、市町ともに「円滑な執行の確保」や本来業務に支障を来たす状況にある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村における申請内容の検討時間の十分な確保及び申請内容の充実による地域 DX の推進が図られるとともに、都道府県を経由することによる申請漏れ等のリスク皆減及び事務負担の軽減に資する。

根拠法令等

新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）交付要綱
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 17 条
予算決算及び会計令第 140 条
国の債権の管理等に関する法律施行令第 6 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、埼玉県、長野県、佐賀県、宮崎県

○当市においても交付金の申請スケジュールがタイトに設定されていることにより事務が煩雑になっており、改善が必要である。

各府省からの第 1 次回答

新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）については、内閣府告示第 43 号（令和 7 年 3 月 31 日）や予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）により、市区町村が行うものについては事務の一部を都道府県に委任している。それに伴い市区町村事業については、ご指摘のとおり市区町村交付申請書の受理等の事務及び国の支出負担行為等に関する事務等を都道府県で行っている。本交付金については旧デジタル田園都市国家構想交付金も含めて、毎年 1000 団体以上の地方公共団体が 2000 事業以上申請しており、仮に貴県の提案を受け入れた場合には、国が 1000 以上の地方公共団体から個別に申請を受領することとなり、事務処理に相当の時間を要することから、提出期限を従前よりも前倒しをする必要があるため、貴県が示す効果は発揮されない。

また、市区町村の実情は都道府県がよく認識していることから、同交付金の事務処理についても都道府県が行うことによって、申請等の内容の精査・充実を図っているところ、仮に都道府県が同交付金の事務処理を担わなくなった場合、そうした効果は発揮されないこととなる（なお、申請書の受理等の事務は、事前相談等の案件形成・施策内容調整と密接にかかわっており、不可分である）。

以上のことから、従前どおり都道府県経由で行う方法が適切であると考えている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	295	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

武力攻撃事態等における個人情報の取扱いに関する指針の策定

提案団体

兵庫県、神戸市、明石市、西宮市、相生市、川西市、小野市、三田市、たつの市、播磨町、市川町、新温泉町

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省

求める措置の具体的内容

防災分野と同様に、武力攻撃事態等においても個人情報の取扱いに関する指針を定めること。

具体的な支障事例

【現状】
国民保護法において、避難住民及び武力攻撃災害により死亡または負傷した住民の安否情報の収集・提供について規定されているが、運用に当たっては、国、都道府県及び市町村それぞれが判断することとなっており、安否不明者及び行方不明者については規定されていない。
なお、自然災害については令和5年3月に内閣府（防災担当）が示した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」において、安否不明者の個人情報の公表方針が示されたものの、武力攻撃事態等については取扱いが示されていない状況にある。

【具体的な支障事例】
自治体ごとに個人情報の取扱いが異なるため、混乱を生じるおそれがある状況が続いており、とりわけ以下のような場合において都道府県によって対応が異なれば、事態発生による混乱に加え、さらなる混乱を招くおそれがある。
・自然災害発生時と同様に、安否不明者の特定に向けて、安否情報の提供を呼びかけるために、安否不明者の名簿を公表する場合
・特に混乱が大きい事態において、マスコミに一定の安否情報を提供することで避難住民の安否を周知させるような場合

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

武力攻撃事態等における個人情報の取扱いに関する指針を国が示すことで全国統一的な基準で個人情報の取扱いが行われることとなり、武力攻撃事態等においても、迅速な安否情報の収集・提供と、それによる効果的な救援の実施につながる。

根拠法令等

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第94条、第95条、第96条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、千葉県、川崎市、宮崎県

○有事の際の個人情報の取り扱いの統一化を図る提案であることから、「有」（提案の趣旨に賛同し、追加共同提案団体として参画する意向がある）としたいもの。
○国民保護法では「公表」についての規定はなく、安否情報の公表については、それぞれの公表主体に適用される法令等に基づき、当該主体自らが判断するとされている。しかし、武力攻撃事態等における被害は、特定の地方自治体に留まるものではないことから、国において公表に係る基準を整理することが必要である。

各府省からの第 1 次回答

今回、支障事例として具体的に挙げられている「安否不明者の特定に向けて、安否情報の提供を呼びかけるために、安否不明者の名簿を公表する場合」や、「特に混乱が大きい事態において、マスコミに一定の安否情報を提供することで避難住民の安否を周知させるような場合」等について、取扱いを整理・検討し、周知する予定である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	296	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

入力業務負担の軽減に資するマイナンバーカードを活用した安否情報システムの改善等

提案団体

兵庫県、神戸市、明石市、西宮市、相生市、川西市、小野市、たつの市、市川町、新温泉町

制度の所管・関係府省

内閣官房、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

武力攻撃事態等時に、住民の安否情報に係る安否情報システムへの入力項目が多岐にわたるため、マイナンバーカード等を読み取って情報入力する機能の実装等、入力作業の負担軽減に資するシステム改善を行うこと。

具体的な支障事例

【現状】
地方公共団体が国民保護法(以下「法」という)に基づく安否情報事務(以下「安否情報事務」という)を効率的に運用するために、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」(以下「システム」という)が、国により開発・運用されている。
また、システムを利用した安否情報事務を地方公共団体が法に基づき行う際の基準として「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)が定められており、安否情報事務を効率的に行うために「システムを利用することを原則とする」とガイドラインで規定されている。
システムへの情報入力においては、LGWAN端末から住民の安否情報(氏名、生年月日、性別、住所、負傷状況、死亡関連情報、居所、連絡先など)の各項目をシステムに直接入力、もしくは、オフライン端末でCSV形式のファイルに安否情報を蓄積し、LGWAN端末から取り込むこととなっている。

【具体的な支障事例】
ガイドラインに記されているとおり、武力攻撃事態等という極限状況の中で、市町職員は住民の避難誘導や人命救助等の措置を実施しつつ、避難住民の誘導の際や避難施設等において、紙様式により情報収集を行い、その後手打ちでシステム入力(転記)を行う、またはCSV形式のファイルに入力し取り込むこととなっているため、情報が整理されるまでに時間を要さざるを得ない。
このため、住民からの問い合わせに迅速に対応できないことが懸念されるほか、多数の住民の安否情報を取り扱う場合においては、職員の事務負担が一層大きくなる。
また、ガイドラインにおいて、安否情報の収集については「否」情報(負傷住民、死亡住民)を優先して行うとしつつ、「安」情報(避難住民)についても法上の救援(食品、被服等の提供等)を行うに当たっての必須情報として可及的速やかに収集に努めることとされているため、デジタル活用による入力作業の負担軽減が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

避難施設等において、避難住民が所持しているマイナンバーカードやマイナ免許証等を読み取ることで、安否情報の収集・報告を迅速に行うことが可能となるなど、デジタル活用により、過酷な状況が想定される中での安否情報事務にかかる職員の負担軽減を図りつつ、住民からの問い合わせに対する迅速な対応と、救援措置の実施に少しでも多くの人員を充てることが可能となると考える。

根拠法令等

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 94 条、第 95 条、第 96 条
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、千葉県、川崎市、宮崎県

○有事の際の事務負担の軽減や効率化につながる提案である。

各府省からの第 1 次回答

安否情報システムの入力業務負担の改善に関しては、令和5年度のシステム更改によってCSV形式のデータを取り込むことを可能としたところであるが、引き続き、業務負担の軽減方法について検討を行う。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理 番号	399	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みである「広域リージョン連携」の推進やそれに資する規制の緩和等

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省、その他関係府省庁

求める措置の具体的内容

広域的な課題が生じた際に、都道府県域を超え、多様な主体による広域連携が可能となるよう新たな枠組みの検討や規制の緩和等を行う。

具体的な支障事例

【現行】
観光・産業振興といった分野は、経済・雇用面での持続性を確保し、持続可能な地方行財政の確保に資するものとして重要性を増している。これらの分野については、企業や観光客の活動範囲等が自治体の区域に限定されるものではなく、諸課題の解決のためには自治体の区域を超えて活動するカウンターパートとの調整を要する場面も多くなっている。
また、令和7年1月24日の石破総理による施政方針演説においても「都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みである『広域リージョン連携』を強力に推進」との発言があり、政府において今後、検討が進むことが予想される。

【支障事例】
こうした状況を踏まえれば、観光振興や産業政策等のようなグローバルな競争への対応も要する分野においては、①企業や大学、研究機関等の「産官学金労言」のような多様な主体との連携②都道府県を超えた広域的な連携を進めていく必要がある。
このように広域単位での多様な主体間での連携により解決を図ろうとする事業ニーズは高いものの、国・都道府県・市町村という「縦」のつながりが基本となっている現状の仕組みでは、各自治体行政単位で複数の関係機関への手続を行う必要がある。また、広域での取組において実効性(効果)のある事業を実現するためには、複数年に渡って取り組む必要があるが、活用できる補助金が単年度事業のみの対象であるなど、規制や財源等の制限もあり、継続して効果のある事業を実現することが困難な状態となっている。

【支障の解決策】
様々な施策(産業政策や観光など)に対して、広域的な課題が生じた際に、都道府県域を超え、多様な主体による広域連携が可能となるよう、ワンストップで手続が完結できる仕組みや事業内容等に応じて複数年の財源措置の対象を可能とするなど、新たな枠組みの検討・推進や規制の緩和等を行う。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・都道府県域を跨ぐ産業政策・観光政策等広域的な課題への効果的かつ円滑な対応が可能になる。
- ・各自治体の負担の平準化及び軽減が図られる。
- ・産官学金労言など多様な主体と自治体との協同の強みを活かし、エリアの新たな魅力の掘り起こしに資する。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県

○当市では、広域連携を推進する担当室を置くなど、局内各事業において広域連携の視点から事業を推進しているところ、内閣府の交付金や観光庁の補助金等を活用し事業を実施する場合、単年度事業を前提としていることが多く、4月の事業実施には日取りが十分でない。観光関連事業者からも、地方自治体と事業を行うにあたって上記の課題を指摘されており、複数年度にわたる交付金等が活用できると、事業の実効性を高めることができるもの。

各府省からの第1次回答

都道府県域を超えた広域単位で、地方公共団体と企業や大学、研究機関等の多様な主体が連携して、産業政策や観光などに取り組む「広域リージョン連携」を国として推進することとしており、その支援スキームについて、関係省庁と連携して具体化に向けた検討を進めてまいる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	405	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項（事項名）

ふるさと住民登録制度等の地域に関わる多様な主体を包摂する枠組みの構築及びそれらに資する規制緩和等

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

ふるさと住民登録制度等の地域に関係する多様な主体を巻き込む仕組みの構築や二地域居住の推進、それらに資する規制緩和等を各自治体行政の裁量を確保しながら行うことを求める。

具体的な支障事例

【現行】

近年の地域との関わり方は多様化している。例えば、コロナ禍を経て、UIJ ターンを含めた若者及び子育て世代を中心とした二地域居住のニーズが高まっている。二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定地域にも生活拠点を置くことであり、人口集中している都市部だけでなく、各地方都市や山間地域においても継続的に関わることで、関係人口の創出といった社会的意義や、新たな暮らし方の実現といった個人的意義を有するものである。

また、地域に居所は持たずとも、副業やボランティア活動等、定期的に地域を訪問する地域活性化起業人等の仕組みもあり、このように地域への貢献の在り方は様々な形があるところ。

そうした関係人口に着目し、地域に継続的に関わる者が登録でき地域づくり活動に参加する担い手とする仕組み「ふるさと住民登録制度」について、令和7年1月24日の石破総理による施政方針演説にも取り上げられており、政府において今後、検討が進むことが予想される。

【支障事例】

人口減少や過疎化、自治体の人手不足が深刻化する現状を踏まえれば、関係人口に着目し、地域に関わる多様な主体に、地域づくり活動に参画してもらうなど、その裾野をさらに広げていく必要がある。他方で、促進に向けては、二地域居住者であることを公的に表す仕組みがなく、自治体等が行政サービス提供に苦心している状況や、「住まい」「なりわい（仕事）」「コミュニティ」等に関する各制度や手続がハードルとなり、二地域居住等の複数地域への関わりを望む方の希望に添えない状況が生じている。また、規制等の問題もあり、柔軟に対応することが困難な状況となっている。

さらに、複数地域に関わる者の活動支援に資する「ふるさと住民登録制度」については、地域への訪問はしないものの経済的に関わる者等多様な主体との関係を考慮する必要があるほか、当該制度に対応する自治体の効果的・効率的な事務の在り方についても配慮する必要がある。

【支障の解決策】

地域への関わり方の多様化を踏まえ、多様な主体がその希望どおり各地域に関わり、当該地域の担い手として円滑に活動できるよう、政府で検討されている「ふるさと住民登録制度」のような仕組みを、国が全国統一のスキームを提供し、公的に二地域居住者であることを証明するような制度とすることを前提に、自治体の裁量を確保し、自治体の既存の取組を穏やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い形で設ける。また、そのほかこの目的に資する規制の緩和等を行う。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・地域に関わる多様な主体を包括する仕組みづくりを国において行うことで、二地域居住等に当たって必要になる各種手続の標準化・簡略化が可能になるとともに、登録作業を行う自治体職員の事務負担の軽減につながる。
- ・二地域居住等の複数の地域に関わる者が利用する既存の制度の改善を促し、地域への関わり方の多様化をより一層推し進め、関係人口の拡大に資する。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、高知県、宮崎県

○国土審議会の移住・二地域居住等促進専門委員会において、二地域居住等の促進のための中長期的な観点から検討すべき課題の一つに、「高速道路や燃料費、新幹線等の地域間を移動する交通費、宿泊のための滞在費、インターネット環境確保のための費用など、二地域居住等に伴う諸費用の個人負担が大きいため、個人の負担を軽減するための支援に関して、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、引き続き検討が必要」と挙げているところ。首都圏等からの移動に時間的距離の制約を受ける地方都市にとっては、交通費の支援があることで、二地域居住の推進に繋がるものと思料している。

○急速な人口減少や高齢化の進行が見込まれるため、活力ある地域づくりに向けて、人の流れの創出・拡大に取り組む必要がある。具体的には、二地域居住等により、地域と継続的に関係を持つ者を増やすなどの取組を推進していく。しかしながら、地域の関わり方を公的に証明する制度がないため、行政サービスを受けるための税負担や住民票等に関する制度が確立されておらず、地域での受入環境が整備されていない。

各府省からの第１次回答

ご提案のあった「ふるさと住民登録制度」の制度設計については、総務省を中心に関係府省庁が連携し、できるだけ多くの国民や自治体に参加いただけるよう、既存の様々な自治体の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みを目指し、具体的な登録方法等の検討を進める。

併せて、二地域居住を推進する観点から、二地域居住者の生活上の課題に応じて「ふるさと住民登録制度」を活用した行政サービスの改善について、関係府省庁が連携して検討を進める。

その際、各自治体の裁量を確保する観点から、自治体等との意見交換も実施しながら検討を進めていく。